

岩手県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成20年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 野々上斗内線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市野々上字野境56番14地先から18番1地先まで	新	m 17.8～5.6	m 403.0
	旧	12.4～5.6	403.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成20年10月10日から同年11月10日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 106号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡川井村大字川井第1地割字上川井33番1地先から21番1地先まで	新	m 37.0～12.0	m 651.5
	旧	20.0～12.0	651.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年10月10日から同年11月10日まで